

介護保険制度の安定的な運営のための対応を求める意見書の提出について

介護保険制度の安定的な運営のための対応を求める意見書を次のとおり提出する。

平成24年3月27日提出

提出者 市会議員 内海 貴夫 ほか55名
自民党市議団, 日本共産党市議員団,
公明党市議団, 京都党市議団,
みんなの党・無所属の会

平成 年 月 日

衆議院議長, 参議院議長, 内閣総理大臣,
総務大臣, 厚生労働大臣 宛て

京都市会議長 名

介護保険制度の安定的な運営のための対応を求める意見書

平成12年度から始まった介護保険制度は、市民生活において着実に制度が定着、機能しており、今後、高齢化が進み、介護を必要とする高齢者の増加が見込まれる中で、必要不可欠な制度となっていると同時に、高齢者ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするためには、更なる制度の充実が必要である。

一方で、介護費用の増加に伴い介護保険料も上昇し、京都市における第5期の第1号被保険者の保険料基準額は月額5,440円となるなど、全国的に平均で5,000円を超える見込みであり、低所得者の保険料負担は厳しくなっている。また、サービスの大幅な増加に伴い、介護人材の不足が指摘されており、都市部を中心に必要な人材の確保が難しくなっている。

今後も質の高いサービスを安定的に確保していくためには、介護職員の処遇改善が必要である。また、増大するサービス費用について、給付と負担のバランスをどのように確保していくのかという問題もある。

これらは、喫緊の課題であり、例えば、今回の京都市における独自の保険料減額制度の拡充等、自治体独自での対応には限界があるため、国において的確に対応されることが必要である。

さらに、今回の介護保険法改正においては、地域包括ケアを推進するための医療と介護の連携強化や、訪問介護における生活援助の時間区分の見直し等の報酬改定が行われたところであるが、今後とも、より効果的・効率的なサービスを提供できるよう、改正による効果等の検証や、利用者や利用の実態等を踏まえた継続的な見直しが必要である。

よって国におかれては、これらを踏まえて、今後の介護保険制度の運営に当たり、下記の事項について確実に対応されるよう強く求める。

記

- 1 介護サービスの増加に伴い上昇する介護保険料について、費用負担の在り方をはじめ、持続可能なものとなるよう、早急に検討すること。とりわけ、低所得者の保険料や利用料の負担について軽減策を強化すること。

- 2 質の高い介護サービスが安定的に確保できるよう、引き続き、介護職員の処遇改善をはじめとして必要な対策を講じること。
- 3 制度改正や介護報酬改定については、利用者や利用の実態を踏まえ、その効果や課題を的確に把握、検証したうえで、必要な見直しを適切に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。